

令和2年度都道府県単位保険料率について

令和2年1月17日

1. 令和2年度の保険料率に関する支部評議会の意見

令和2年度保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和元年10月に開催した各支部の評議会での意見については、昨年と同様、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし	13 支部	(9 支部)	※()は今年の支部数
意見書の提出あり	34 支部	(38 支部)	
① 平均保険料率 10%を維持するべきという支部	21 支部	(18 支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	7 支部	(13 支部)	
③ 引き下げるべきという支部	2 支部	(6 支部)	
④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし)	4 支部	(1 支部)	

※ 激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期についても、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

令和2年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

1. 平均保険料率

- 当組織にて支部評議員の意見を聴取したが、理事長の中長期的な立ち位置や様々なデータによる中長期的な料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、料率を維持する方向で検討いただきたい。
- 協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会で受け入れることになるので、今後でもできる限り安定的な運用をする必要があると感じる。
- 支部の意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。これだけ維持という意見が出ているので、その意見を尊重すべきである。また、評議会意見にもあるが、準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。
- 支部の意見は概ね維持であるが、それは、多くの支部が「10%が限界」であるということと受け取れるのではないか。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。
- 中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明をすることが大事である。
- 平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。適用拡大等、負担が増える議論があることは承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるように来年度の保険料率を議論いただきたい。
- 保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組まなければ、適正化は困難であると思う。

令和2年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

- 激変緩和措置の解消について、特段の異論はなし。
- インセンティブ制度導入について、特段の異論はなし。

3. 保険料率の変更時期

- 令和2年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

2. 香川支部の保険料率（案）

令和2年度都道府県単位保険料率の算定について

○ 震災に伴う波及増の告示額が令和2年1月下旬頃確定するため、暫定版である。

	医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費についての調整後の保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.73)	保険料率 (インセンティブ反映前) (精算を含む) (c)	保険料率 (インセンティブ反映後) (精算を含む) (c+α)
		年齢調整	所得調整				
全国	5.27	—	—	5.27	10.00	10.00	10.00
香川	5.94	▲ 0.05	▲ 0.28	5.61	10.34	10.33	10.34

- 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.45%）、前期高齢者納付金等（3.44%）、保健事業費等（0.87%）、その他収入（▲0.03%）に係る合計の保険料率（4.73%）を加算したものである。
- 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- 保険料率(c+α)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。

(a) 香川支部の医療給付費に要する調整前保険料率 5.94%

香川支部の医療給付費（令和2年度見込み） = 55,457 百万円…①（注1）

香川支部の総報酬額（令和2年度見込み） = 933,498 百万円…②（注2）

$$\textcircled{1} / \textcircled{2} = 0.059407 \dots \Rightarrow 5.94\%$$

- (注1) ・各支部の医療給付費の平成30年度実績から東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。
 ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。
- (注2) ・標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の平成30年度実績に、全国計の平成30年度実績に対する令和2年度見込みの比率及び予定保険料納付率（約0.993）を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。

(b) 香川支部の年齢調整率 ▲0.05%

年齢 (歳)	全 国		香 川		香 川				
	加入者数 (百人) (A)	加入者数 構成比 (B)	加入者数 (百人) (C)	加入者数 構成比 (D)	全国構成比による加入者数 (百人) (E)【(C)の計×(B)】	1人当たり 医療給付費 (円) (F)	平均給付費 (円) (G)【(F)×(E)】	標準給付費 (円) (H)【(F)×(C)】	年齢調整額 (円) (I)【(G)-(H)】
0～4	19,916	4.82%	201	4.91%	197	185,454	36,547,831	37,231,940	-684,109
5～9	22,056	5.33%	229	5.60%	218	88,959	19,415,036	20,383,979	-968,943
10～14	22,822	5.52%	237	5.78%	226	70,371	15,891,770	16,650,526	-758,756
15～19	24,463	5.92%	256	6.26%	242	56,522	13,682,022	14,480,566	-798,544
20～24	27,111	6.56%	260	6.37%	268	53,154	14,259,375	13,845,007	414,368
25～29	27,461	6.64%	256	6.25%	272	65,820	17,885,115	16,817,514	1,067,600
30～34	30,753	7.44%	294	7.18%	304	75,203	22,884,408	22,097,904	786,504
35～39	34,113	8.25%	335	8.20%	338	81,913	27,649,994	27,477,787	172,206
40～44	39,768	9.62%	402	9.82%	394	91,362	35,951,340	36,706,011	-754,671
45～49	40,093	9.70%	388	9.48%	397	110,447	43,816,655	42,851,856	964,798
50～54	33,520	8.11%	309	7.55%	332	141,914	47,070,399	43,853,504	3,216,895
55～59	30,908	7.48%	295	7.20%	306	179,753	54,975,096	52,972,921	2,002,174
60～64	29,064	7.03%	298	7.27%	288	226,073	65,015,323	67,257,405	-2,242,082
65～69	20,978	5.07%	220	5.38%	208	289,631	60,121,113	63,733,768	-3,612,655
70～74	10,423	2.52%	112	2.74%	103	416,594	42,963,718	46,703,167	-3,739,449
合計	413,450	100.00%	4,091	100.00%	4,091	126,648	—	—	-4,934,664

$$\textcircled{3} / \textcircled{2} = -0.000528 \dots \Rightarrow \blacktriangle 0.05\%$$

- (A)～(E)について
 ・令和2年度見込み。
 ・各支部の年齢階級別加入者数の平成30年度実績に、全国計の加入者数の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。
 ・数値は、年度の平均値。
- (F)について
 ・平成30年度実績における年齢階級別加入者1人当たり医療給付費から、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、年齢階級計の加入者1人当たり医療給付費の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。
 ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

(b) 香川支部の所得調整率 ▲0.28%

全国の医療給付費（令和2年度見込み） = 5,236,260 百万円…④（注1）

全国の総報酬額（令和2年度見込み） = 99,374,307 百万円…⑤（注2）

全国の平均1人当たり医療給付費（令和2年度見込み） = 126,648 円…⑥

香川支部の加入者数（令和2年度見込み） = 409,110 人…⑦（注3）

香川支部の総報酬額（令和2年度見込み） = 933,498 百万円…②



$$\begin{aligned} & \textcircled{4} \times \textcircled{2} / \textcircled{5} - \textcircled{6} \times \textcircled{7} = -2,624,764,434 \dots \textcircled{8} \\ & \textcircled{8} / \textcircled{2} = -0.00281 \dots \Rightarrow \text{▲}0.28\% \end{aligned}$$

- (注1) ・各支部の医療給付費の平成30年度実績から東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。
 ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。
- (注2) ・標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の平成30年度実績に、全国計の平成30年度実績に対する令和2年度見込みの比率及び予定保険料納付率（約0.993）を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。
- (注3) ・各支部の年齢階級別加入者数の平成30年度実績に、全国計の加入者数の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。
 ・数値は、年度の平均値。

共通料率等 4.73%

共通料率(A + B - C)	4.73 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.89 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.87 %
C. 収入等の率	0.03 %
第1号平均保険料率	5.27 %
計	10.00 %

…傷病手当金等の現金給付0.45% + 前期高齢者納付金等 3.44%

…保健事業費等 0.87%

- ・第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
 ・第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

(c) 香川支部の精算等 ▲0.01%

平成30年度の香川支部の収支差 = 57 百万円…⑨

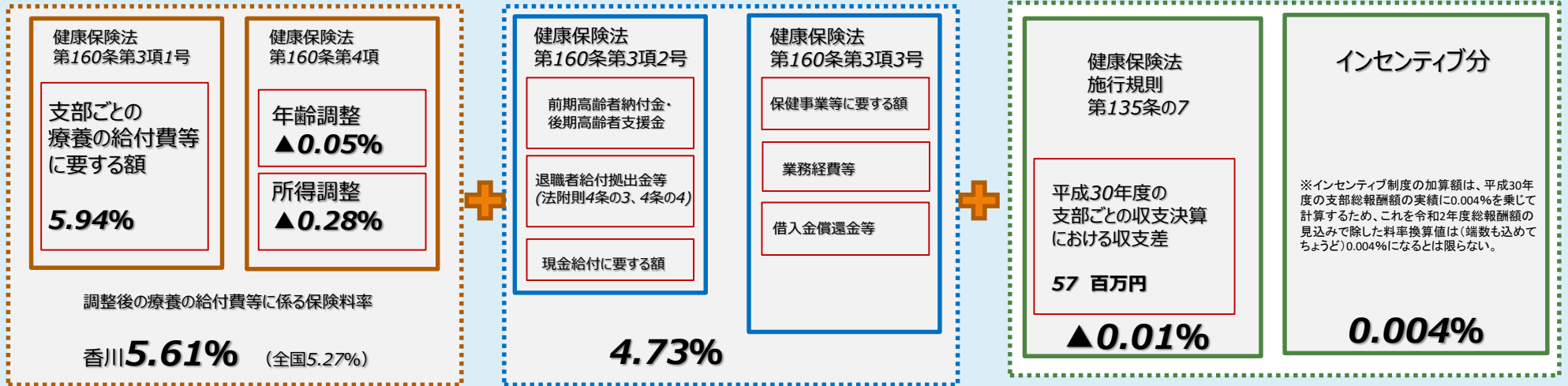
香川支部の総報酬額（令和2年度見込み） = 933,498百万円…②



$$\textcircled{9} / \textcircled{2} = 0.000061 \dots \Rightarrow \text{▲}0.01\%$$

- ・当該精算額の数値がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出の「第3号経費」に加算する。

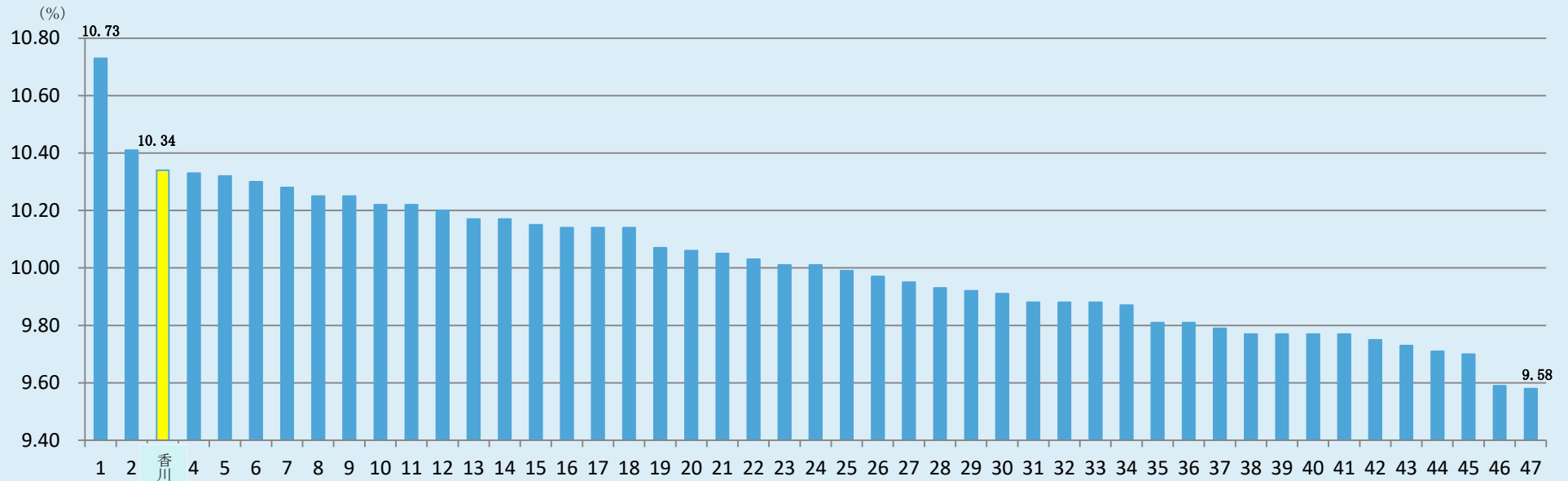
令和2年度香川支部保険料率



10.34%

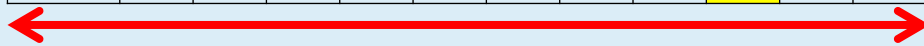
※インセンティブ制度の加算額は、平成30年度の支部総報酬額の実績に0.004%を乗じて計算するため、これを令和2年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は(端数も込めてちょうど)0.004%になるとは限らない。

令和2年度都道府県単位保険料率（暫定版）

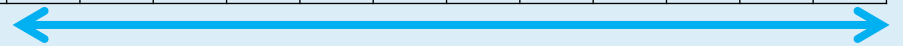


保険料率の増減（令和2年度 - 平成31年度 暫定版）

料率(%)	+0.15	+0.11	+0.10	+0.09	+0.08	+0.07	+0.06	+0.05	+0.03	+0.02	+0.01	0.00	▲0.01	▲0.02	▲0.03	▲0.04	▲0.05	▲0.06	▲0.07	▲0.08	▲0.09	▲0.11	▲0.12	▲0.13
支部数	1	1	1	2	1	2	1	1	2	6	3	2	3	5	3	3	2	1	2	1	1	1	1	1



21支部



24支部

Memo

3. 介護保険料率

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57%
	国庫補助等	879	515	-	R1年度保険料率： 1.73%
	その他	-	-	-	R2年度保険料率： 1.79%
	計	9,543	10,606	10,905	
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	納付金対前年度比 ⇒ ▲208
	その他	18	-	-	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和元年10月16日
第3回香川支部評議会
資料3-2(一部抜粋)

4. 令和2年度保険料率に関する 論点について

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの平成30年度決算は、収入が10兆3,461億円、支出が9兆7,513億円、収支差は5,948億円となり、準備金残高は2兆8,521億円で給付費等の3.8か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことの効果に加え、診療報酬のマイナス改定や制度改正の影響（退職者医療制度の廃止）等により一時的に支出が抑制されたことなどによるものと考えられる。
- ✓ 一方、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の観点などから、今後も予断を許さない状況にある。
 - ・高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、後期高齢者が急増するため、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
 - ・高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載が増加していくと見込まれること。
 - ・平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化しており、賃金の動向も不透明であること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、今回も5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーション（詳細はP.19～29参照）を行ったところ、保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならぬ見通しとなっている。

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和2年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」（詳細はP.16、17参照）

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

《現状・課題》

- ✓ これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成31年度の激変緩和率は8.6/10。政令で定められた激変緩和措置の解消期限は、「令和2年3月31日」（令和元年度末）とされていることから、令和2年度の拡大幅は1.4となり、解消期限どおりに激変緩和措置が終了となる。これにより、令和2年度以降の都道府県単位保険料率には、激変緩和措置が適用されないこととなる。
- ✓ 一方、平成30年度から本格実施しているインセンティブ制度については、平成30年度の実施結果が、令和2年度の都道府県単位保険料率に反映されることとなる。

【論点】

- 激変緩和措置について、政令で定められた解消期限（令和元年度末）までに終了できるよう、計画的に解消を進めてきたところであり、解消期限どおりに終了し、令和2年度は激変緩和措置を講じないことによいか。
- インセンティブ制度について、本年11月に開催する運営委員会において、平成30年度実績の確定値を示し、当該実績に基づく評価が上位23位に該当する支部に対して、支部ごとの評価に応じた報奨金を付与することにより、保険料率の引下げを行うことによいか。

3. 保険料率の変更時期

《現状・課題》

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和2年度保険料率の変更時期について、令和2年4月納付分（3月分）からによいか。

第 89 回全国健康保険協会運営委員会 (29 年 12 月 19 日)

発言要旨

(理事長)

- 平成 30 年度保険料率については、本委員会において 9 月以降 4 回にわたり精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝申し上げます。
- 今回の議論に当たり、先ほどの資料 1 にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただきました。
- これを見ると、平均保険料率の 10%を維持した場合であっても、中長期的には 10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている 2025 年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。
- 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率 10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率 10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。
- また、協会けんぽは被用者保険のセーアイネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。
- 以上を踏まえ、協会としては、平成 30 年度の保険料率については 10%を維

持したいと考える。

- なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成 30 年 4 月納付分からとしたいと考えている。

- 最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで 3 年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスリップ、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5 年ないし 2025 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならぬと考えている。3 回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

第 93 回全国健康保険協会運営委員会（平成 30 年 9 月 13 日）
発言要旨

- 本日は、幅広いご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございます。
- 今回お話しいただいた、論点 1 の来年度（平成 31 年度）の保険料率についてどうするかというご意見の中で、そのことについては、やはり 10%、中長期的に考えても 10%維持のほうがよいという意見と、10%維持はよいが、今このような形で協会の準備金が積み上がっていると、その積み上がっている準備金を自らの団体であるとか、加入者や事業主に対して、10%維持が望ましいが、どう説明してよいかかわからないのご意見もいただきました。やはり、これだけ積み上がっているのだから、引き下げてほしいのご意見も頂戴しました。
- 皆様の本当に素晴らしい様々なご意見を頂戴しましたが、昨年末にこの運営委員会でお話しさせていただきましたように、基本的には大きな変動がない限り、この料率に関しましては、中長期的に考えていきたいという基本は変わっておりません。
- これから、10 月、11 月、12 月に向けて、各支部でも評議会が開催されます。その評議会の中で、なぜ準備金が必要なのか、そして、どのようにして協会けんぽを長く安定的に維持できるのかということをきつりと話をさせていただきながら、本日、森委員と植岡委員からお話がありました。2040 年という本当に長期的なことも考えながら、私どもは安定的な運営をするために何をやっていかなければいけないのかというところを考えるとございます。
- 私どもとしては、これから、このように準備金が積み上がってきているという非常に恵まれた環境の中で、将来、先ほど推計しているような数字を述べさせていただいておりますけれども、最悪の場合、2021 年度から赤字に転じてしまうような財政状況の中で、その推計のようにならないように、保険者として様々な努力をし、その数字がもっと先に延びるようにする必要があると思っています。そういう努力をしていきますということで、大変長くなりましたが、基本的には中長期的に考えさせていただきます。そして、これからの各支部での議論において、きちんとお話しをさせていただきたいと考えております。

(参考1) 来年度以降の10年間(2029年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況 (協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

5年収支見通し(令和1年9月試算)と同様の前提において、2020年度(令和2年度)以降の平均保険料率を10.0%~9.5%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間(2029年度まで)の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

〈5年収支見通し(令和1年9月試算)の前提〉

- 今後の被保険者数等については、次の通りとした。
 - ① 令和1、2年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計を行った。
 - ② 令和3年度以降については、「日本の将来推計人口」(平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計を行った。
- 今後の賃金上昇率については、次の通りとした。
 - ① 令和1、2年度については、現状の傾向が続くという前提の下、平成30年度決算等の直近の協会けんぽの実績から、令和1年度0.8%、2年度0.9%と見込んだ。
 - ② 令和3年度以降については、以下の3ケースの前提をおいた。

I 1.2%¹⁾で一定

II 0.6%²⁾で一定

III 0.0%で一定

注：1) 平均標準報酬月額(年度累計)の増減率の過去10年における最大値(平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)である平成30年度の値。

2) 平均標準報酬月額(年度累計)の増減率の過去10年平均(平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)を基本としつつ、平成21~23年度の不況に伴う賃金水準の低下を一時的な要因とみなして除外し、過去7年平均とした。

(参考1) 来年度以降の10年間(2029年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況
(協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

- 今後の医療給付費については、次の通りとした。
- ① 令和1、2年度の加入者一人当たり伸び率については、協会けんぽの実績から、令和1年度2.1%、2年度2.4%（消費税の引上げに伴う影響を含む）と見込んだ。
- ② 令和3年度以降の加入者一人当たり伸び率については、平成27～30年度（4年平均）の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用した。

(単位 %)

75歳未満 ¹⁾	2.1
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.2 ²⁾

注：1) 団塊の世代が70歳代へ移行している影響で、70～74歳の年齢階級について、平均年齢が低下し1人当たり医療費が低下している。この一時的な特殊要因を除去するため、70歳未満と70～74歳に分けていた1人当たり医療費を75歳未満に改める。

2) 平成30年度実績が平成31年2月までしか公表されていないため、平成30年度については11か月分の伸び▲0.3%を用いて平均を算出している。

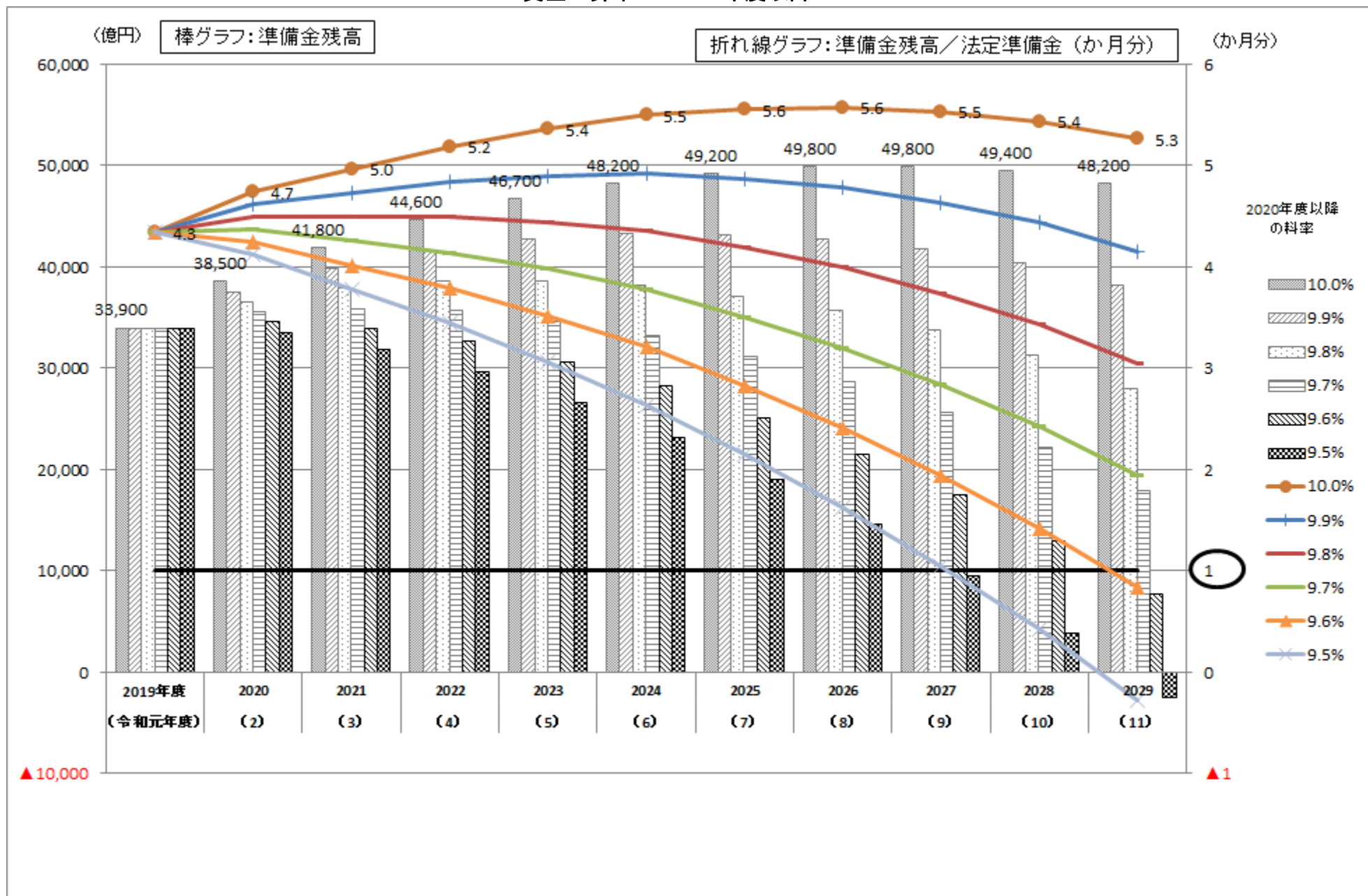
- 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。

<試算結果の概要>

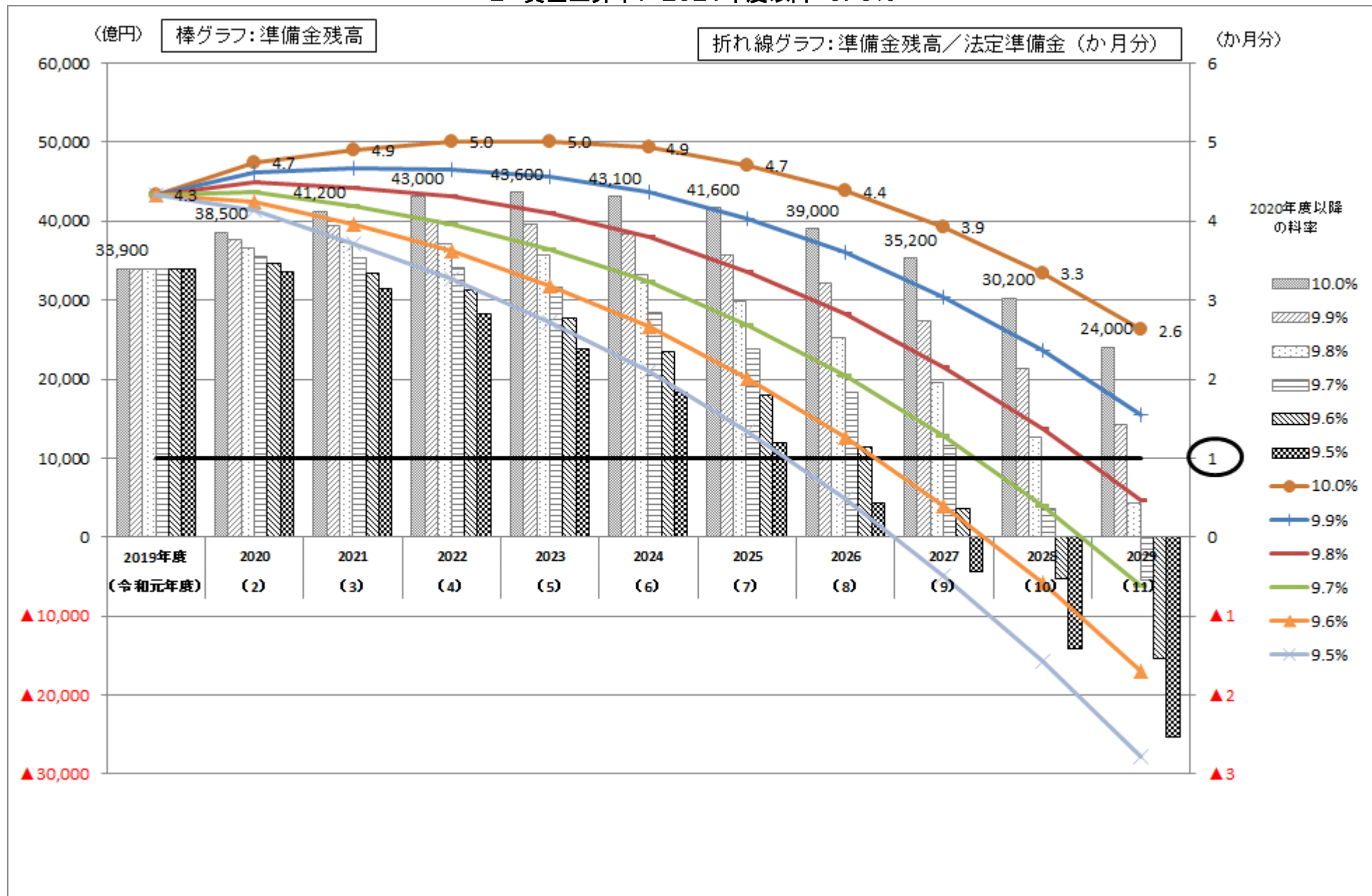
2021年度以降の賃金上昇率	平均保険料率10%維持の場合の準備金残高のピーク ¹⁾	2029年度における準備金残高が法定準備金を下回る平均保険料率
I. 1.2%で一定	2026年度及び2027年度	9.5%～9.6%
II. 0.6%で一定	2023年度	9.5%～9.8%
III. 0.0%で一定	2022年度	9.5%～10.0%

注：1) 平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。

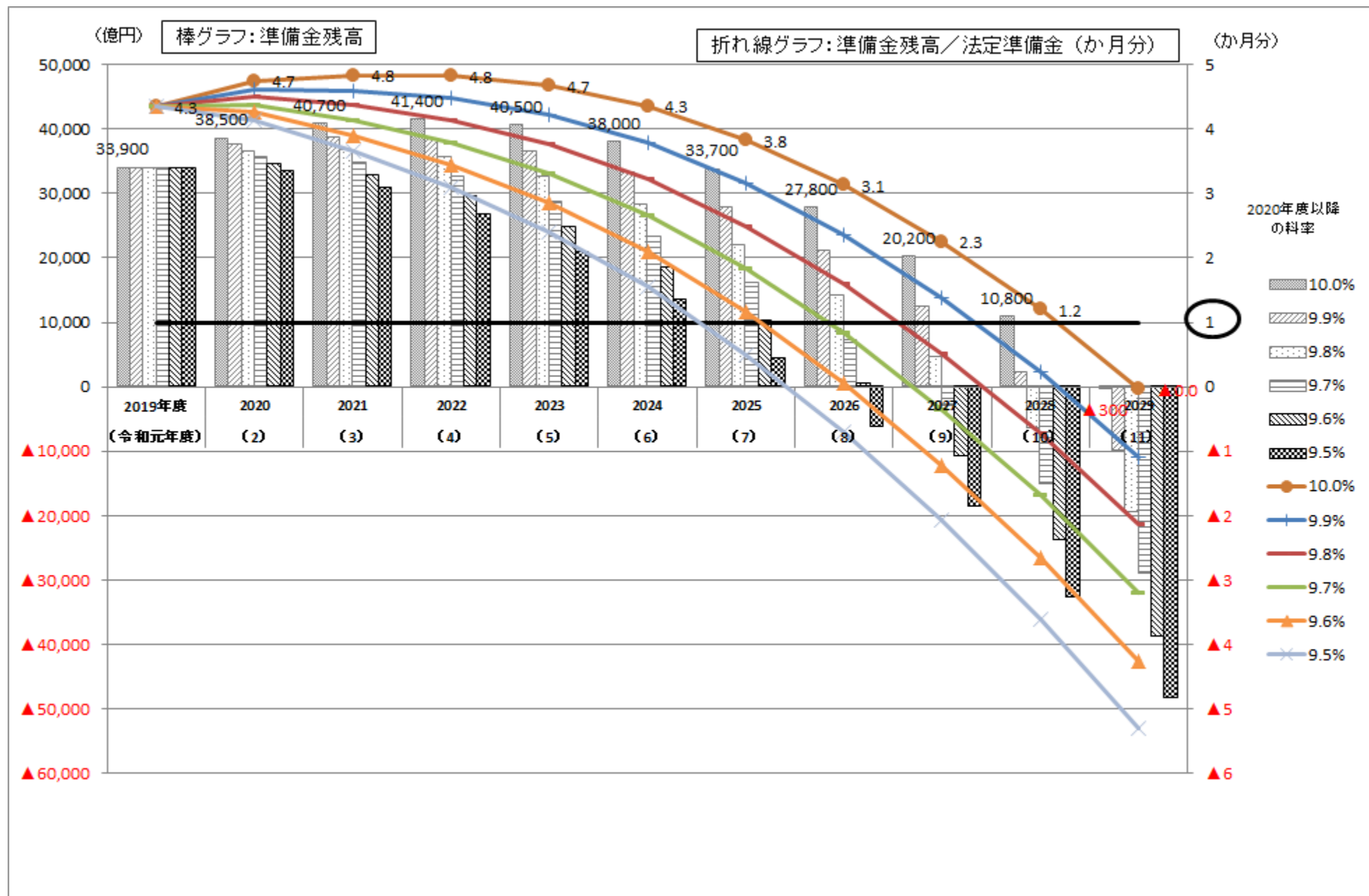
I 賃金上昇率：2021年度以降 1.2%



II 賃金上昇率：2021年度以降 0.6%



Ⅲ 賃金上昇率：2021年度以降 0.0%



(参考2) 今後の保険料率に関するシミュレーション

【シミュレーション方法について】

- 5年収支見通し(令和1年9月試算)と同様の前提において、2020年度(令和2年度)以降、準備金残高が法定準備金(給付費等の1か月分)を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げた上で(※)、2029年度までの見通しをシミュレーションしたもの。

※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(中略)を含み、法第五十三条及び第五十四条の規定による国庫補助の額を除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。

本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

〈5年収支見通し(令和1年9月試算)の前提〉

- 今後の被保険者数等については、次の通りとした。
 - ① 令和1、2年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計を行った。
 - ② 令和3年度以降については、「日本の将来推計人口」(平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計を行った。
- 今後の賃金上昇率については、次の通りとした。
 - ① 令和1、2年度については、現状の傾向が続くという前提の下、平成30年度決算等の直近の協会けんぽの実績から、令和1年度0.8%、2年度0.9%と見込んだ。
 - ② 令和3年度以降については、以下の3ケースの前提をおいた。

I 1.2%¹⁾で一定

II 0.6%²⁾で一定

III 0.0%で一定

注：1) 平均標準報酬月額(年度累計)の増減率の過去10年における最大値(平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)である平成30年度の値。

2) 平均標準報酬月額(年度累計)の増減率の過去10年平均(平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)を基本としつつ、平成21~23年度の不況に伴う賃金水準の低下を一時的な要因とみなして除外し、過去7年平均とした。

(参考2) 今後の保険料率に関するシミュレーション

- 今後の医療給付費については、次の通りとした。
 - ① 令和1、2年度の加入者一人当たり伸び率については、協会けんぽの実績から、令和1年度2.1%、2年度2.4%（消費税の引上げに伴う影響を含む）と見込んだ。
 - ② 令和3年度以降の加入者一人当たり伸び率については、平成27～30年度（4年平均）の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用した。

(単位 %)

75歳未満 ¹⁾	2.1
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.2 ²⁾

注：1) 団塊の世代が70歳代へ移行している影響で、70～74歳の年齢階級について、平均年齢が低下し1人当たり医療費が低下している。この一時的な特殊要因を除去するため、70歳未満と70～74歳に分けていた1人当たり医療費を75歳未満に改める。

2) 平成30年度実績が平成31年2月までしか公表されていないため、平成30年度については11か月分の伸び▲0.3%を用いて平均を算出している。

- 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。

【Ⅰ. 賃金上昇率:2021年度以降 1.2%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、仮に2020年度(令和2年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合のどちらの場合であっても、2029年度まで、準備金残高が法定準備金を上回る。

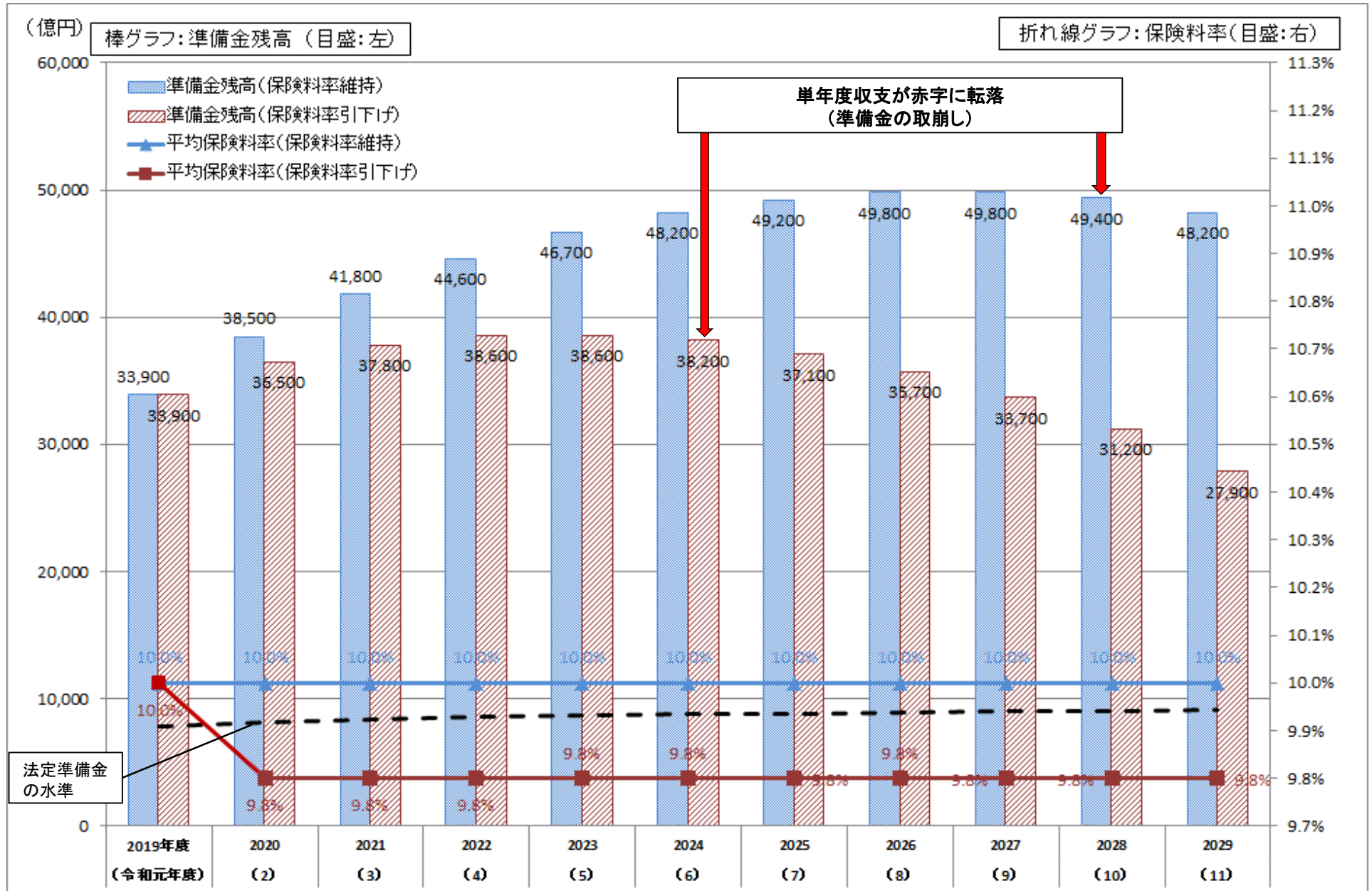
【Ⅱ. 賃金上昇率:2021年度以降 0.6%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2024年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少するものの、2029年度まで準備金残高が法定準備金を上回る。
- ・ 仮に2020年度(令和2年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2022年度以降準備金を取崩すことにより、2028年度までは保険料率を維持できるものの、2029年度には10.3%に達する。

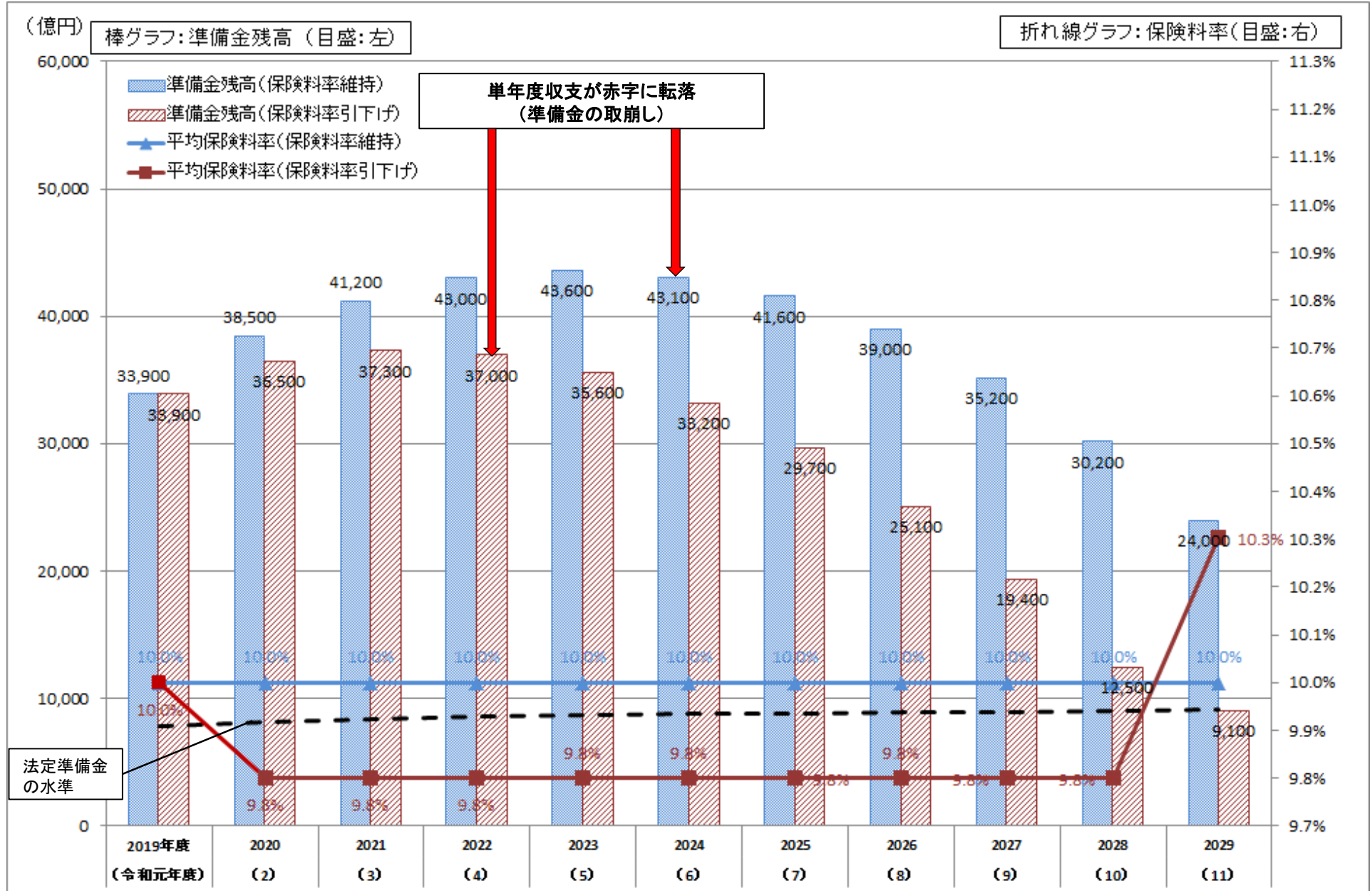
【Ⅲ. 賃金上昇率:2021年度以降 0.0%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2023年度には単年度収支差が赤字となる。以降、準備金残高を取崩すことにより2028年度までは保険料率を維持できるものの、2029年度には11.0%に達する。
- ・ 仮に2020年度(令和2年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2022年度以降準備金を取崩すことにより、2026年度までは保険料率を維持できるものの、2027年度からは年々上昇を続け、2029年度には11.2%に達する。

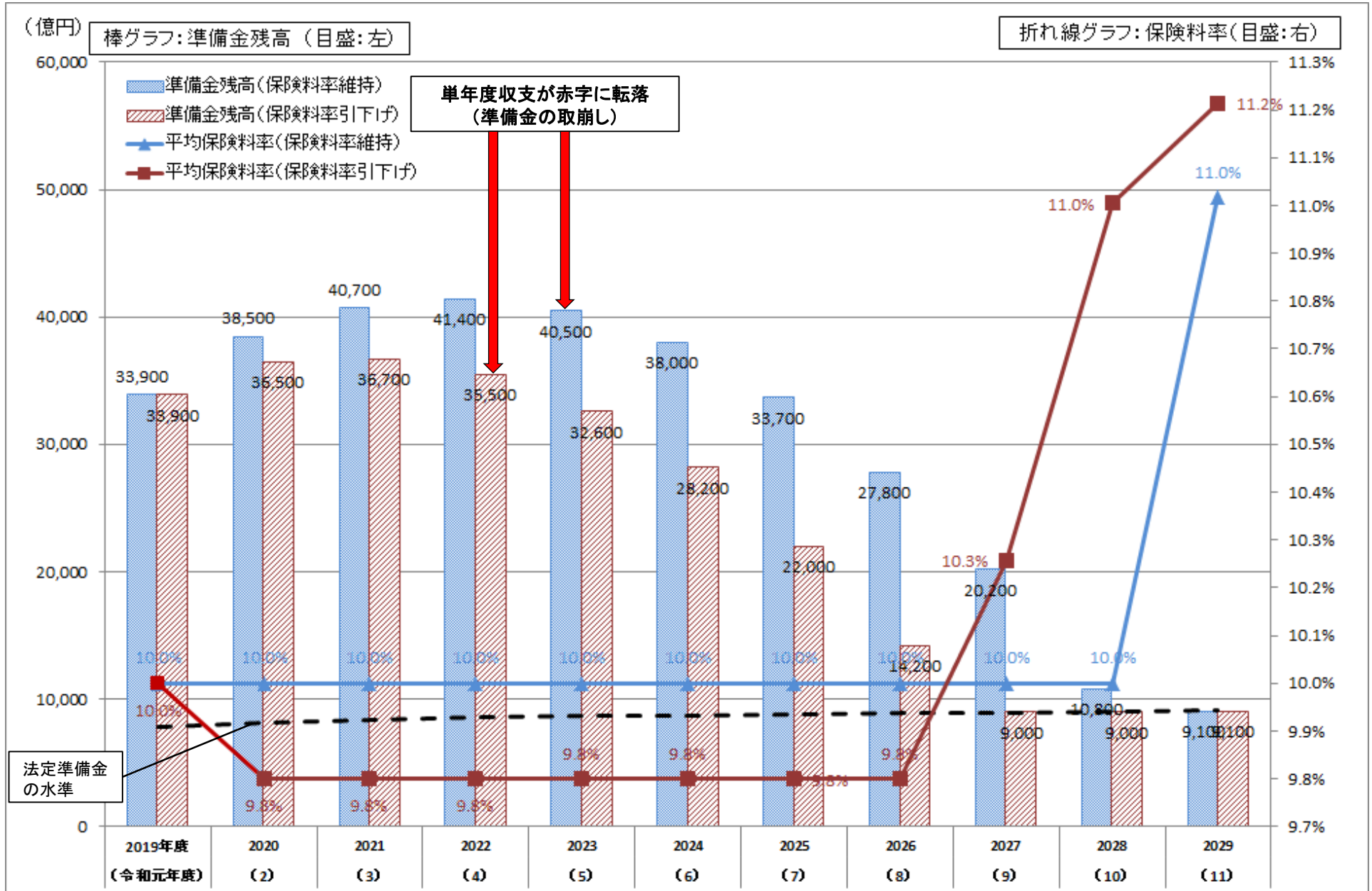
I. 2021年度以降の賃金上昇率・1.2%の場合



Ⅱ. 2021年度以降の賃金上昇率・0.6%の場合



Ⅲ. 2021年度以降の賃金上昇率・0.0%の場合



協会けんぽ(医療分)の平成30年度決算を足元とした収支見通しの前提
(協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

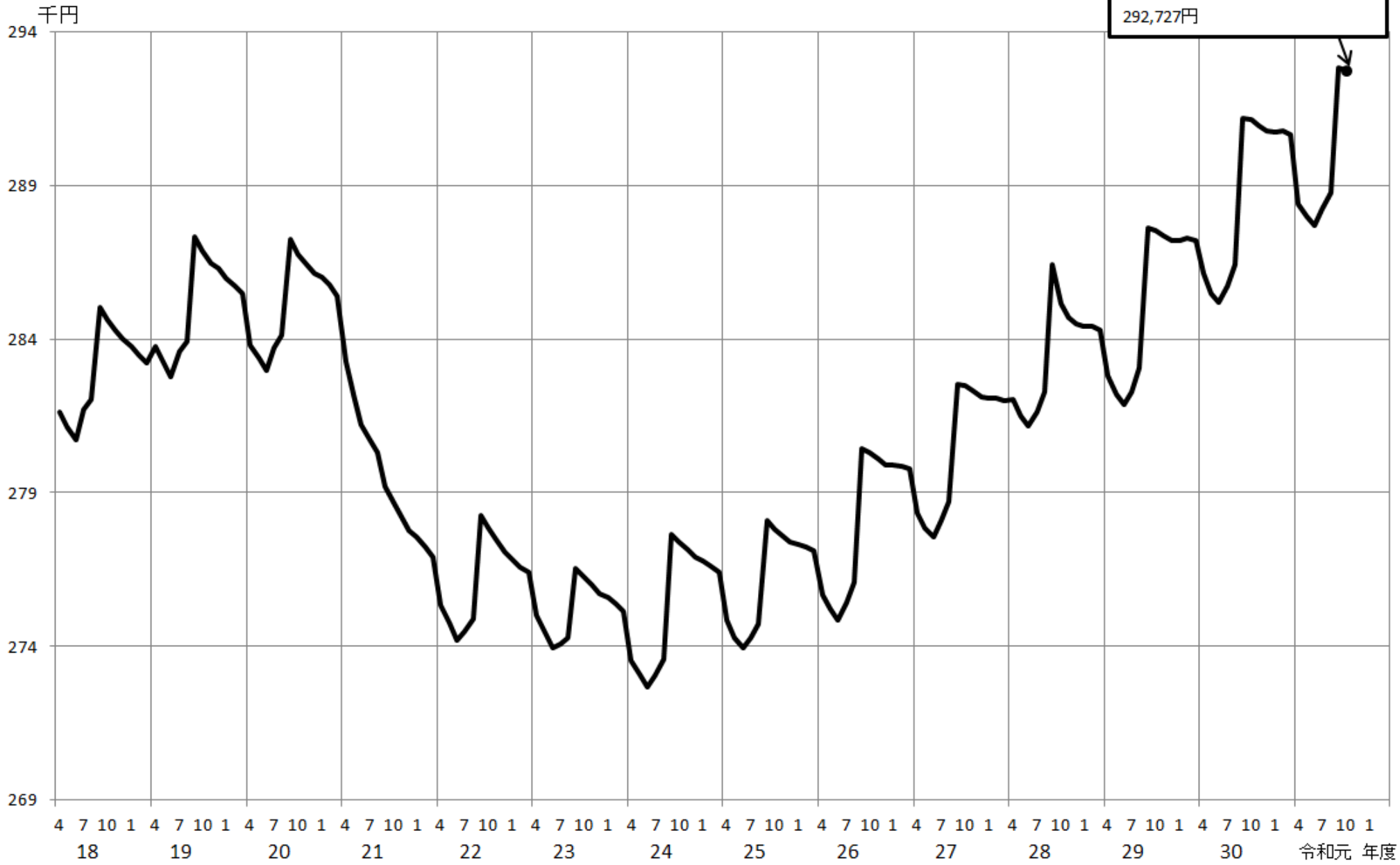
	5年収支見通し	(参考1)10年試算(料率固定)	(参考2)10年試算(法定準備金維持)						
足元	平成30年度の協会けんぽ(医療分)の決算								
推計期間	2020～2024年度	2020～2029年度							
被保険者数等	① 令和1、2年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計 ② 令和3年度以降については、「日本の将来推計人口」(平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計								
賃金上昇率	① 令和1、2年度については、令和1年度0.8%、2年度0.9%と見込んだ。 ② 令和3年度以降については、以下の3ケースの前提をおいた。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>I</td> <td>1.2%で一定</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>0.6%で一定</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>0.0%で一定</td> </tr> </table>			I	1.2%で一定	II	0.6%で一定	III	0.0%で一定
I	1.2%で一定								
II	0.6%で一定								
III	0.0%で一定								
加入者一人当たり医療給付費の伸び率	① 令和1、2年度については、令和1年度2.1%、2年度2.4%(消費税の引上げに伴う影響を含む)と見込んだ。 ② 令和3年度以降については、平成27～30年度(4年平均)の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均(実績)を使用した。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>75歳未満</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>75歳以上(後期高齢者支援金の推計に使用)</td> <td>0.2%</td> </tr> </table>			75歳未満	2.1%	75歳以上(後期高齢者支援金の推計に使用)	0.2%		
75歳未満	2.1%								
75歳以上(後期高齢者支援金の推計に使用)	0.2%								
現金給付	給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。								
保険料率	① 現在の保険料率10%を据え置いたケース ② 均衡保険料率 ③ 保険料率を引下げた複数のケース	① 現在の保険料率10%を据え置いたケース ② 保険料率を引下げた複数のケース	2020年度(令和2年度)以降、準備金残高が法定準備金(給付費等の1か月分)を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げる。						

Memo

【参考資料】

保険財政に関する重要指標の動向

被保険者1人当たり標準報酬月額の実績値



関連する主な経済指標

●毎月勤労統計調査（厚労省） 2019年11月22日発表

9月分（確報）

○きまって支給する給与（基本給、時間外給与等）

常用雇用労働者数5～29人の事業所、一般労働者（平成27年の平均＝100）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成27	99.1	99.6	100.2	100.9	99.4	99.8	99.7	99.5	99.8	100.3	100.6	100.8
28	99.4	100.2	100.9	101.8	99.8	101.0	101.2	100.5	101.1	101.6	101.6	101.9
29	100.5	101.1	101.8	102.7	101.1	101.9	102.2	101.5	102.1	102.4	102.6	103.2
30	101.1	101.7	102.9	103.4	101.9	102.4	102.7	101.9	102.2	103.2	103.3	103.3
令和1	101.3	102.4	103.0	103.8	102.0	103.0	103.8	102.9	103.3			

●日銀短観（2019年12月分 業況判断D I） 2019年12月13日発表

<中小企業>（「良い」－「悪い」・％）

先行き

	2018/9月	→	2018/12月	→	2019/3月	→	2019/6月	→	2019/9月	→	2019/12月	→(2020/3月まで予測)
製造業	14		14		6		-1		-4		-9	-12
非製造業	10		11		12		10		10		7	1

<大企業>

製造業	19		19		12		7		5		0	0
非製造業	22		24		21		23		21		20	18

※企業経営者に、経営状態が「良い」「さほど良くない」「悪い」の選択肢から一つ選んでもらい、「良い」と答えた企業の割合から、「悪い」と答えた企業の割合を引く。この数字の変化で、経営者の景気判断の変化を把握する。

●月例経済報告（内閣府） 2019年11月22日発表

総論

景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している。

雇用情勢

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額は緩やかに増加している。

雇用情勢の先行きについては、改善していくことが期待される。

●景気動向指数（内閣府） 2019年12月6日発表

2019年10月分（速報）

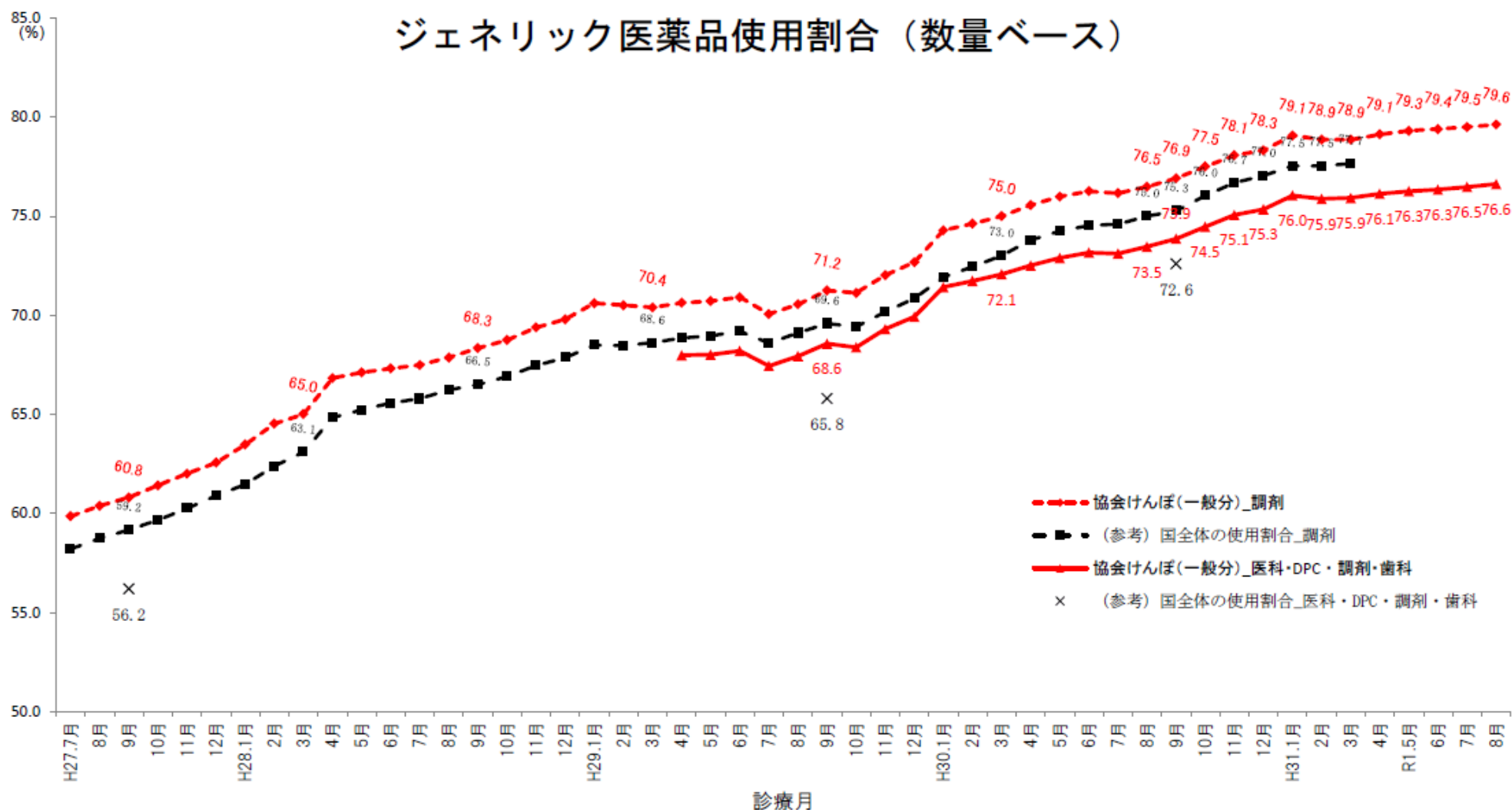
一致指数：前月比 5.6 ポイント下降し、2か月ぶりの下降。基調判断は3か月連続で「悪化」。

先行指数：前月比 0.1 ポイント下降し、3か月連続の下降。

遅行指数：前月比 0.2 ポイント上昇し、3か月ぶりの上昇。

※景気の現状把握及び将来予測に資するため、景気に敏感に反応する各種の経済指標を統合して作成。

ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）



注1. 協会けんぽ(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)

なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

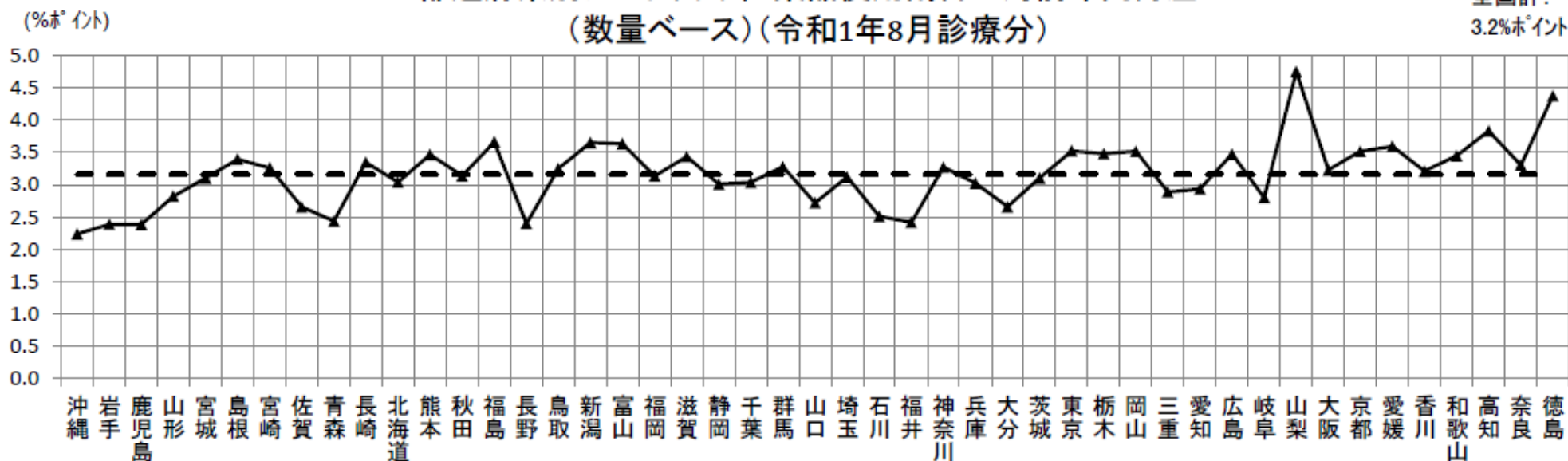
注3. $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$ で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

注4. 「国全体の使用割合_調剤」は「調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省)、「国全体の使用割合_医科・DPC・調剤・歯科」は「医薬品価格調査」(厚生労働省)による。

注5. 後発医薬品の収載月には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることもある。

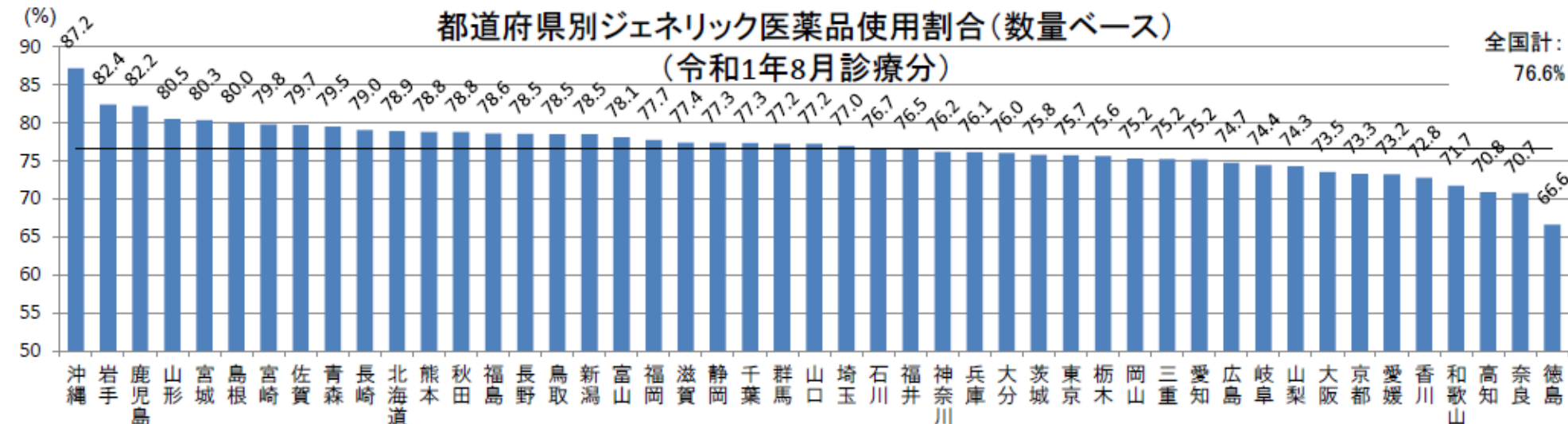
都道府県別ジェネリック医薬品使用割合の対前年同月差 (数量ベース)(令和1年8月診療分)

全国計:
3.2%ポイント



都道府県別ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース) (令和1年8月診療分)

全国計:
76.6%



注1. 協会けんぽ(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)

なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

注3. 都道府県は、加入者が適用されている事業所所在地別に集計したものである。

注4. $[\text{後発医薬品の数量}] / ([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])$ で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

協会けんぽの適用状況

斜体部分は速報値

年	月	事業所数	被保険者数		任意継続被保険者	被扶養者数		加入者数	標準報酬月額 の平均		標準賞与額の 平均		標準報酬月額 の総額		標準賞与額の 総額		標準報酬月額 の累計額		標準賞与額の 累計額		総報酬額の 累計額				
			千人	対前年 同月比(%)		千人	対前年 同月比(%)		千人	対前年 同月比(%)	円	対前年 同月比(%)	円	対前年 同月比(%)	百万円	対前年 同月比(%)	百万円	対前年 同月比(%)	百万円	対前年 同月比(%)	百万円	対前年 同月比(%)	百万円	対前年 同月比(%)	百万円
平成27年度	4月	1,763	4.3	21,168	3.0	296	△ 6.2	15,411	1.0	36,579	2.2	278,332	1.0	10,442	0.4	5,891,690	4.0	221,036	3.5	5,891,690	4.0	221,036	3.5	6,112,726	4.0
	5月	1,772	4.5	21,264	3.1	289	△ 6.0	15,355	0.9	36,619	2.1	277,854	1.0	5,810	5.8	5,908,334	4.0	123,555	9.1	11,800,024	4.0	344,591	5.4	12,144,615	4.1
	6月	1,781	4.7	21,326	3.1	284	△ 5.3	15,367	0.9	36,693	2.2	277,555	1.0	26,023	3.7	5,919,143	4.1	554,974	6.9	17,719,168	4.1	899,565	6.3	18,618,732	4.2
	7月	1,791	4.9	21,371	3.1	283	△ 5.0	15,387	0.9	36,759	2.2	278,075	1.0	101,040	△ 1.0	5,942,767	4.1	2,159,339	2.1	23,661,935	4.1	3,058,903	3.3	26,720,839	4.0
	8月	1,799	5.0	21,382	3.1	282	△ 5.1	15,389	0.9	36,771	2.2	278,699	0.9	47,723	3.9	5,959,175	4.1	1,020,426	7.1	29,621,110	4.1	4,079,329	4.2	33,700,440	4.1
	9月	1,807	5.2	21,417	3.1	280	△ 5.0	15,402	0.9	36,819	2.2	282,543	0.7	10,557	△ 2.9	6,051,189	3.9	226,092	0.1	35,672,300	4.0	4,305,421	4.0	39,977,721	4.0
	10月	1,818	5.5	21,448	3.2	280	△ 5.0	15,437	0.9	36,885	2.2	282,482	0.8	5,429	14.4	6,058,785	4.0	116,440	18.1	41,731,084	4.0	4,421,861	4.3	46,152,945	4.1
	11月	1,827	5.7	21,495	3.3	279	△ 4.7	15,469	0.9	36,964	2.3	282,306	0.8	2,966	10.2	6,068,142	4.1	63,756	13.7	47,799,227	4.0	4,485,617	4.4	52,284,844	4.1
	12月	1,835	5.9	21,535	3.3	278	△ 4.7	15,500	0.9	37,036	2.3	282,120	0.8	105,872	5.7	6,075,595	4.1	2,280,122	9.2	53,874,821	4.0	6,765,629	6.0	60,640,451	4.3
	1月	1,845	6.1	21,534	3.3	286	△ 4.7	15,524	0.9	37,058	2.3	282,092	0.8	86,725	△ 3.8	6,074,569	4.2	1,867,543	△ 0.6	59,949,390	4.0	8,633,173	4.5	68,582,563	4.1
	2月	1,853	6.3	21,565	3.4	286	△ 4.5	15,563	0.9	37,128	2.4	282,077	0.8	11,084	8.5	6,082,955	4.3	239,035	12.3	66,032,344	4.1	8,872,208	4.7	74,904,552	4.1
	3月	1,859	6.2	21,577	3.2	287	△ 4.3	15,587	0.6	37,165	2.1	282,001	0.8	6,146	△ 4.3	6,084,865	4.0	132,623	△ 1.2	72,117,209	4.1	9,004,831	4.6	81,122,040	4.1
平成28年度	4月	1,877	6.4	21,849	3.2	286	△ 3.5	15,515	0.7	37,364	2.1	282,048	1.3	12,024	15.2	6,162,523	4.6	262,709	18.9	6,162,523	4.6	262,709	18.9	6,425,231	5.1
	5月	1,888	6.6	21,987	3.4	281	△ 2.5	15,470	0.8	37,457	2.3	281,501	1.3	6,587	13.4	6,189,385	4.8	144,819	17.2	12,351,907	4.7	407,528	18.3	12,759,435	5.1
	6月	1,900	6.7	22,038	3.3	275	△ 3.1	15,474	0.7	37,511	2.2	281,174	1.3	28,758	10.5	6,196,422	4.7	633,766	14.2	18,548,329	4.7	1,041,294	15.8	19,589,623	5.2
	7月	1,912	6.8	22,079	3.3	273	△ 3.7	15,480	0.6	37,559	2.2	281,637	1.3	95,895	△ 5.1	6,218,202	4.6	2,117,233	△ 1.9	24,766,531	4.7	3,158,527	6.3	27,925,059	4.5
	8月	1,922	6.8	22,099	3.4	274	△ 3.1	15,487	0.6	37,586	2.2	282,271	1.3	53,019	11.1	6,237,964	4.7	1,171,686	14.8	31,004,495	4.7	4,330,213	6.2	35,334,708	4.8
	9月	1,931	6.8	22,120	3.3	272	△ 3.1	15,482	0.5	37,602	2.1	286,427	1.4	9,929	△ 5.9	6,335,749	4.7	219,628	△ 2.9	37,340,244	4.7	4,549,841	5.7	41,890,085	4.8
	10月	1,942	6.8	22,257	3.8	270	△ 3.6	15,498	0.4	37,755	2.4	285,146	0.9	5,280	△ 2.7	6,346,629	4.8	117,526	0.9	43,686,873	4.7	4,667,367	5.6	48,354,240	4.8
	11月	1,952	6.8	22,322	3.8	267	△ 4.3	15,515	0.3	37,837	2.4	284,704	0.8	3,305	11.4	6,355,073	4.7	73,772	15.7	50,041,946	4.7	4,741,139	5.7	54,783,085	4.8
	12月	1,961	6.9	22,375	3.9	265	△ 4.6	15,543	0.3	37,918	2.4	284,477	0.8	101,058	△ 4.5	6,365,215	4.8	2,261,191	△ 0.8	56,407,161	4.7	7,002,330	3.5	63,409,492	4.6
	1月	1,973	7.0	22,368	3.9	273	△ 4.6	15,568	0.3	37,937	2.4	284,415	0.8	84,076	△ 3.1	6,361,872	4.7	1,880,632	0.7	62,769,033	4.7	8,882,963	2.9	71,651,996	4.5
	2月	1,984	7.0	22,403	3.9	273	△ 4.6	15,611	0.3	38,013	2.4	284,413	0.8	16,035	44.7	6,371,573	4.7	359,222	50.3	69,140,607	4.7	9,242,185	4.2	78,382,791	4.6
	3月	1,994	7.3	22,428	3.9	273	△ 5.1	15,643	0.4	38,071	2.4	284,285	0.8	7,133	16.1	6,375,991	4.8	159,986	20.6	75,516,598	4.7	9,402,170	4.4	84,918,768	4.7
平成29年度	4月	2,014	7.3	22,727	4.0	268	△ 6.3	15,578	0.4	38,306	2.5	282,824	0.3	11,641	△ 3.2	6,427,891	4.3	264,566	0.7	6,427,891	4.3	264,566	0.7	6,692,457	4.2
	5月	2,026	7.3	22,894	4.1	263	△ 6.5	15,533	0.4	38,427	2.6	282,176	0.2	6,961	5.7	6,460,275	4.4	159,374	10.1	12,888,166	4.3	423,940	4.0	13,312,106	4.3
	6月	2,037	7.2	22,957	4.2	258	△ 6.5	15,533	0.4	38,490	2.6	281,874	0.2	25,340	△ 11.9	6,470,954	4.4	581,720	△ 8.2	19,359,119	4.4	1,005,661	△ 3.4	20,364,780	4.0
	7月	2,047	7.1	23,022	4.3	256	△ 6.2	15,558	0.5	38,579	2.7	282,287	0.2	83,652	△ 12.8	6,498,686	4.5	1,925,800	△ 9.0	25,857,805	4.4	2,931,461	△ 7.2	28,789,266	3.1
	8月	2,055	7.0	23,032	4.2	257	△ 6.1	15,557	0.5	38,589	2.7	283,045	0.3	64,467	21.6	6,519,151	4.5	1,484,809	26.7	32,376,956	4.4	4,416,269	2.0	36,793,225	4.1
	9月	2,064	6.9	23,063	4.3	256	△ 5.8	15,556	0.5	38,619	2.7	287,610	0.4	11,696	17.8	6,633,120	4.7	269,751	22.8	39,010,076	4.5	4,686,021	3.0	43,696,097	4.3
	10月	2,074	6.8	23,116	3.9	257	△ 5.1	15,597	0.6	38,713	2.5	287,538	0.8	5,671	7.4	6,646,868	4.7	131,088	11.5	45,656,944	4.5	4,817,109	3.2	50,474,053	4.4
	11月	2,082	6.7	23,156	3.7	255	△ 4.3	15,624	0.7	38,780	2.5	287,372	0.9	3,540	7.1	6,654,412	4.7	81,966	11.1	52,311,356	4.5	4,899,075	3.3	57,210,431	4.4
	12月	2,090	6.6	23,190	3.6	255	△ 4.0	15,650	0.7	38,839	2.4	287,195	1.0	119,709	18.5	6,659,911	4.6	2,775,999	22.8	58,971,266	4.5	7,675,074	9.6	66,646,340	5.1
	1月	2,099	6.4	23,179	3.6	261	△ 4.2	15,674	0.7	38,853	2.4	287,205	1.0	73,157	△ 13.0	6,657,172	4.6	1,695,707	△ 9.8	65,628,439	4.6	9,370,781	5.5	74,999,219	4.7
	2月	2,107	6.2	23,194	3.5	261	△ 4.3	15,706	0.6	38,899	2.3	287,294	1.0	11,409	△ 28.8	6,663,392	4.6	264,622	△ 26.3	72,291,831	4.6	9,635,403	4.3	81,927,233	4.5
	3月	2,113	6.0	23,203	3.5	262	△ 4.0	15,726	0.5	38,930	2.3	287,218	1.0	6,913	△ 3.1	6,664,463	4.5	160,406	0.3	78,956,293	4.6	9,795,809	4.2	88,752,103	4.5
平成30年度	4月	2,127	5.6	23,377	2.9	263	△ 1.7	15,620	0.3	38,997	1.8	286,151	1.2	12,910	10.9	6,689,302	4.1	301,801	14.1	6,689,302	4.1	301,801	14.1	6,991,103	4.5
	5月	2,136	5.4	23,555	2.9	260	△ 1.3	15,559	0.2	39,114	1.8	285,461	1.2	8,177	17.5	6,724,090	4.1	192,602	20.8	13,413,392	4.1	494,403	16.6	13,907,796	4.5
	6月	2,146	5.3	23,608	2.8	253	△ 1.6	15,556	0.1	39,164	1.8	285,185	1.2	26,634	5.1	6,732,585	4.0	182,777	8.1	20,145,978	4.1	1,123,180	11.7	21,269,158	4.4
	7月	2,155	5.3	23,648	2.7	252	△ 1.7	15,572	0.1	39,220	1.7	285,732	1.2	87,362	4.4	6,756,872	4.0	2,065,898	7.3	26,902,849	4.0	3,189,079	8.8	30,091,928	4.5
	8月	2,164	5.3	23,632	2.6	254	△ 1.3	15,568	0.1	39,201	1.6	286,412	1.2	65,860	2.2	6,768,587	3.8	1,556,418	4.8	33,671,436	4.0	4,745,497	7.5	38,416,933	4.3
	9月	2,173	5.2	23,650	2.5	251	△ 1.8	15,564	0.1	39,215	1.5</														

協会けんぽの医療費の動向(令和 1年 9月)

[加入者計]

(単位:%)

	医療費 総額	1人当たり 医療費計	稼働日数 補正後	医療給付 費総額	入院				入院外(調剤分を含む)				歯科				
					1人当たり 医療費	受診率	1件当たり 日数	1日当たり 医療費	1人当たり 医療費	受診率	1件当たり 日数	1日当たり 医療費	1人当たり 医療費	受診率	1件当たり 日数	1日当たり 医療費	
26年度	3.7	1.9	2.1	3.9	1.4	0.1	△ 1.5	2.8	1.9	0.4	△ 0.9	2.5	3.2	2.9	△ 2.0	2.3	
27年度	6.6	4.3	4.0	7.3	2.5	1.6	△ 1.5	2.4	5.6	1.9	△ 0.9	4.6	1.7	2.5	△ 2.2	1.4	
28年度	2.4	0.1	0.1	2.4	0.9	△ 0.6	△ 1.1	2.7	△ 0.7	0.6	△ 1.1	△ 0.2	1.9	1.7	△ 1.9	2.1	
29年度	5.1	2.5	2.6	5.2	2.2	0.3	△ 0.7	2.6	2.8	1.1	△ 0.9	2.5	1.8	2.5	△ 2.1	1.4	
30年度	3.1	1.6	1.8	3.2	2.5	△ 0.4	△ 0.7	3.6	1.0	1.1	△ 1.0	1.0	2.3	2.5	△ 2.3	2.1	
平成 29 年度	4～ 9月	5.0	2.3	2.4	5.1	2.4	0.6	△ 1.0	2.8	2.4	1.1	△ 0.8	2.1	1.9	3.1	△ 1.9	0.8
	4月	2.4	△ 0.2	2.5	2.5	2.7	0.1	0.3	2.2	△ 1.4	△ 2.1	△ 2.0	2.8	△ 0.4	1.1	△ 3.1	1.6
	5月	8.1	5.4	2.3	8.3	4.9	2.2	△ 2.3	5.1	5.9	3.7	0.4	1.7	4.1	3.7	△ 0.3	0.6
	6月	4.7	2.0	2.0	4.7	0.6	△ 0.8	△ 0.3	1.7	2.7	1.6	△ 0.3	1.4	2.0	3.1	△ 1.6	0.5
	7月	4.4	1.6	1.6	4.5	1.5	0.1	△ 1.2	2.6	1.6	0.3	△ 1.1	2.5	1.8	2.9	△ 1.9	0.8
	8月	4.5	1.8	2.8	4.5	1.5	0.8	△ 1.8	2.6	2.2	0.6	△ 1.3	2.9	0.2	2.7	△ 3.1	0.8
	9月	6.3	3.5	3.5	6.4	3.5	1.4	△ 0.4	2.5	3.5	2.3	△ 0.4	1.5	4.0	5.2	△ 1.7	0.5
	10月	4.2	1.7	1.3	4.4	2.3	△ 0.8	△ 0.5	3.5	1.2	△ 2.0	△ 0.7	4.0	2.7	2.7	△ 1.4	1.4
	11月	2.9	0.4	0.9	3.1	1.1	△ 1.0	△ 0.5	2.6	△ 0.0	△ 2.5	△ 1.3	3.9	1.0	1.9	△ 2.9	2.1
	12月	5.4	2.9	2.5	5.6	4.3	1.7	△ 0.7	3.3	2.2	△ 1.2	△ 0.3	3.8	3.3	2.7	△ 1.6	2.2
	1月	7.1	4.6	4.6	7.1	3.0	1.9	△ 1.4	2.6	5.9	4.9	△ 0.4	1.4	1.5	1.8	△ 2.4	2.1
	2月	5.2	2.8	3.2	5.2	1.2	△ 0.4	△ 0.4	1.9	4.1	3.1	△ 1.3	2.3	△ 0.1	0.7	△ 2.8	2.1
	3月	5.8	3.5	3.9	5.7	0.4	△ 1.0	0.3	1.1	5.2	4.3	△ 1.3	2.2	1.8	1.9	△ 2.3	2.2
平成 30 年度	4～ 9月	2.4	0.7	1.1	2.5	2.2	△ 0.7	△ 0.5	3.4	△ 0.1	△ 0.0	△ 1.2	1.2	0.9	0.9	△ 2.4	2.4
	4月	3.3	1.4	1.4	3.3	1.7	△ 1.8	△ 0.5	4.1	1.4	2.4	△ 1.1	0.1	1.3	1.8	△ 2.5	2.0
	5月	2.8	1.0	1.1	2.9	2.1	△ 0.5	△ 0.3	2.9	0.3	0.1	△ 1.0	1.3	1.7	1.4	△ 2.0	2.4
	6月	2.5	0.8	0.7	2.6	2.3	△ 0.2	△ 0.3	2.8	△ 0.3	0.2	△ 1.3	0.8	2.4	2.0	△ 2.1	2.5
	7月	4.0	2.3	1.9	4.2	4.4	0.9	△ 1.1	4.6	1.5	0.7	△ 0.8	1.6	1.1	0.4	△ 1.7	2.5
	8月	3.4	1.8	1.4	3.5	3.0	0.4	△ 1.0	3.6	1.1	0.3	△ 0.6	1.5	2.0	1.4	△ 2.0	2.6
	9月	△ 1.6	△ 3.1	0.4	△ 1.4	△ 0.3	△ 3.0	0.6	2.2	△ 4.4	△ 3.7	△ 2.6	1.9	△ 3.1	△ 1.8	△ 4.0	2.7
	10月	7.0	5.7	2.6	7.1	3.9	△ 0.5	△ 0.9	5.3	6.4	5.5	0.2	0.7	6.6	5.1	△ 0.8	2.3
	11月	4.1	2.8	2.9	4.2	3.0	△ 0.1	△ 0.8	3.9	2.6	2.2	△ 0.4	0.8	2.9	2.8	△ 1.8	2.0
	12月	2.0	0.7	1.1	2.1	1.8	△ 1.1	△ 0.1	3.1	△ 0.1	0.5	△ 1.5	0.9	2.0	3.2	△ 3.1	2.0
	1月	4.0	2.7	2.7	4.0	1.3	△ 0.9	△ 1.1	3.4	3.6	3.3	△ 1.2	1.5	1.5	2.1	△ 2.3	1.7
	2月	2.6	1.4	1.4	2.7	2.7	0.4	△ 1.8	4.1	0.2	△ 0.2	△ 1.0	1.4	4.8	5.1	△ 1.9	1.6
	3月	2.9	1.6	3.7	2.9	4.3	1.8	△ 1.1	3.6	△ 0.1	1.6	△ 1.3	△ 0.4	4.5	6.2	△ 2.9	1.3
令和 元 年度	4～ 9月	7.3	4.3	5.4	7.4	1.7	△ 0.2	△ 0.9	2.9	5.9	3.2	△ 0.9	3.5	3.0	4.9	△ 2.9	1.2
	4月	11.9	8.6	8.6	11.8	4.7	2.9	△ 2.0	3.8	10.8	6.9	0.3	3.4	6.7	7.6	△ 2.0	1.1
	5月	3.5	0.7	6.9	3.6	0.1	△ 1.8	△ 0.2	2.2	1.5	△ 0.7	△ 2.5	4.8	△ 2.0	2.2	△ 5.0	1.0
	6月	4.5	1.7	4.8	4.6	0.6	△ 1.0	△ 0.3	1.9	2.6	1.0	△ 1.7	3.3	0.3	3.2	△ 4.3	1.6
	7月	9.6	6.7	3.6	9.7	2.8	△ 0.1	△ 1.7	4.5	8.5	4.7	0.5	3.0	7.6	7.6	△ 1.1	1.1
	8月	5.3	2.4	3.2	5.3	△ 0.4	△ 1.9	0.4	1.2	4.0	2.3	△ 1.4	3.2	1.3	3.7	△ 3.3	1.0
9月	9.2	6.1	5.7	9.4	3.0	1.0	△ 1.7	3.7	8.0	5.4	△ 0.5	3.1	4.2	5.1	△ 2.1	1.3	

注1:医療費総額及び医療給付費総額は社会保険診療報酬支払基金審査分(入院、入院外、歯科、調剤、食事療養、訪問看護に係るもの)である。

注2:数値には健康保険法第3条2項被保険者に係る分は含まれていない。

注3:入院外の医療費には、調剤分を含む。